

新宿区公契約条例

(目的)

第 1 条 この条例は、公契約の手續及び履行に係る基本的な方針並びに新宿区（以下「区」という。）及び公契約の相手方となる者が対等な立場と信頼関係に基づき締結する公契約において果たすべき責務等を定めるとともに、公平かつ公正な入札等の制度を確立し、公契約に従事する労働者等の適正な労働条件を確保することにより、公契約の適正な履行及び良好な品質の確保を図り、もって区民サービスの向上及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 区が締結する請負契約、業務の委託契約及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者との公の施設の管理に関する協定（以下「協定」という。）をいう。
- (2) 受注者 区と公契約を締結した者をいう。
- (3) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他区以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者（次号イに掲げる者を除く。）

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 26 条第 1 項に規定する労働者派遣契約に基づき、受注者又はアに掲げる者に対して次号アに掲げる者を派遣する者

- (4) 労働者等 次に掲げる者（区長が別に定める者を除く。）をいう。

ア 受注者又は受注関係者（以下「受注者等」という。）に雇用され、専ら公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）

イ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は前号アに掲げる者との請負契約又は業務の委託契約により公契約に係る業務に従事する者

(適用範囲)

第 3 条 第 8 条から第 16 条までの規定は、次に掲げる公契約について適用する。

- (1) 予定価格が 2,000 万円以上である工事の請負契約
- (2) 予定価格が 1,000 万円以上である業務の委託契約
- (3) 協定

2 前項の規定は、公契約の相手方が国、地方公共団体その他区長が認めるものである

ときは、適用しない。

(基本方針)

第4条 区における公契約に係る基本的な方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公契約に係る手続の透明性を確保すること。
- (2) 公契約の入札に参加しようとし、又は公契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争を促進すること。
- (3) 談合その他の不正行為を排除すること。
- (4) 区の区域内（以下「区内」という。）の事業者が公契約に係る業務を請け負い、又は受託すること及び区民（区内に住所を有する者をいう。）が公契約に係る業務に従事することができる機会を確保するよう努めること。
- (5) 労働者等の適正な労働条件を確保し、労働環境の悪化等により公契約の履行に係る品質の確保に支障が生じることのないようにすること。
- (6) 公契約の履行における品質にふさわしい価格により調達すること。
- (7) 区が推進する施策の実現に寄与する調達を推進すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、公契約の適正な履行を確保すること。

(区の責務)

第5条 区は、前条に規定する基本的な方針にのっとり、公契約に関する施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。

(受注者等の責務)

第6条 受注者等は、公契約に関わる者としての社会的な責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、労働者等の適正な労働条件を確保するよう努めなければならない。

2 受注者等は、前条の施策に協力するよう努めなければならない。

(区内の事業者の活用)

第7条 受注者等は、公契約に係る業務の一部を他の事業者（第2条第4号イに掲げる者を除く。以下この条において同じ。）に請け負わせ、又は委託しようとするときは、区内の事業者に当該公契約に係る業務の一部を請け負わせ、又は委託するよう努めなければならない。

(労働報酬下限額)

第8条 区長は、次の各号に掲げる公契約の区分に応じ、当該各号に定める額その他の事情を勘案して、労働報酬下限額を定めるものとする。

- (1) 工事の請負契約 農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事の工事費の積算に用いるための労務の単価
- (2) 業務の委託契約及び協定 新宿区職員の給与に関する条例（昭和27年新宿区条例第1号）第5条第1項第1号ロに掲げる行政職給料表（二）が適用される職員が初任給として受けるべき給料月額

2 区長は、前項の規定により労働報酬下限額を定めようとするときは、第17条に規

定する審議会の意見を聴かなければならない。

- 3 区長は、第1項の規定により労働報酬下限額を定めたときは、これを告示するものとする。

(公契約に定める事項)

第9条 区は、公契約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 受注者は、公契約に係る業務に従事する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の報酬を支払わなければならないこと。
- (2) 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った報酬の額が、労働報酬下限額未満のときは、当該労働者等に対してその差額分が支払われるよう、必要な措置を講ずること。
- (3) 受注者は、新宿区規則（以下「規則」という。）で定めるところにより、労働環境の適正性を確認するための書面を作成し、当該書面の記載事項について、区長に報告すること。
- (4) 受注者は、次に掲げる事項を公契約に係る業務を実施する場所の見やすい箇所に掲示し、又は当該事項を記載した書面を交付すること等により労働者等に周知しなければならないこと。
 - ア この条例の適用を受ける労働者等の範囲
 - イ 労働報酬下限額
 - ウ 次条の規定による申出をする場合の申出先
 - エ 次条の規定による申出を行った労働者等への不利益な取扱いの禁止
- (5) 受注者は、第12条第1項の規定による報告の求め若しくは資料の提出又は立入調査に応じなければならないこと。
- (6) 受注者は、受注関係者との契約において、次に掲げる事項を定めること。
 - ア 受注関係者は、受注者に準じて第1号の規定を遵守すること。
 - イ 受注関係者は、第12条第2項の規定による区長からの協力の求めに応じるよう努めること。

(労働者等の申出)

第10条 労働者等は、公契約に係る業務の報酬が支払われるべき日において労働報酬下限額以上の当該報酬の額が支払われない場合その他この条例に違反している疑いがある場合は、その旨を区長、当該労働者等を雇用する受注者等又は当該労働者等に当該業務を請け負わせ、若しくは委託した受注者等に申し出ることができる。

(不利益な取扱いの禁止)

第11条 受注者等は、前条の規定による申出があったときは、当該申出をした労働者等に対し、誠実に対応するとともに、当該申出を理由に解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告の要求及び立入調査)

第 12 条 区長は、第 10 条の規定による申出があったときその他この条例に定める事項の履行状況等を確認するために必要があると認めるときは、受注者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。

2 区長は、前項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、必要があると認めるときは、受注関係者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に受注関係者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、書類の閲覧その他必要な調査をさせることについて、協力を求めることができる。

3 前 2 項の規定による立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第 1 項又は第 2 項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(是正措置)

第 13 条 区長は、前条第 1 項又は第 2 項の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者等がこの条例に違反していると認めるときは、当該受注者に対して、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

2 受注者は、前項の規定により違反を是正するための措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、区長が指定する期日までに当該措置の内容を区長に報告しなければならない。

(公契約の解除)

第 14 条 区は、受注者が次のいずれかに該当するときは、公契約の解除（協定にあっては、指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて行う管理業務の全部若しくは一部の停止の命令）（以下「解除」という。）をすることができる。

(1) 第 12 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(2) 前条第 1 項に規定する措置を正当な理由なく講じないとき又は同条第 2 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

(公表)

第 15 条 区は、解除をしたときは、その旨を公表するものとする。

(損害賠償)

第 16 条 区は、受注者に対し、解除により生じた損害の賠償を請求することができる。

2 区は、解除により受注者に生じた損害を賠償する責めを負わない。

(審議会の設置)

第 17 条 労働報酬下限額その他区長が必要と認める事項について調査審議するため、区長の附属機関として新宿区労働報酬等審議会（以下「審議会」という。）を設置す

る。

(審議会の組織)

第 18 条 審議会は、委員 6 人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、学識経験を有する者、事業者及び労働者のうちから、区長が委嘱する。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 8 条から第 16 条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定による公告又は同令第 167 条の 12 第 1 項の規定による指名に係る工事の請負契約及び業務の委託契約、施行日以後に随意契約の方法により締結する工事の請負契約及び業務の委託契約（区長が別に定めるものを除く。）並びに施行日以後に締結する協定（以下これらを「契約等」という。）について適用する。
- 3 第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日前に新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱（平成 22 年 6 月 30 日付け 22 新総契契第 901 号）第 5 条第 2 項の規定により定めた最低賃金水準額は、施行日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に締結する契約等における労働報酬下限額とみなす。この場合において、第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定は、適用しない。

(新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年新宿区条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表新宿区公益保護委員の項の次に次のように加える。

新宿区労働報酬等審議会	委員のうち学識経験者 日額 20,000 円 その他の委員 日額 10,000 円	条例中副区長相当額
-------------	--	-----------